

総行行第284号
基発1228第2号
雇均発1228第6号
20181221中庁第1号
平成30年12月28日

各都道府県知事 殿
（契約担当課、市町村担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（契約担当課扱い）
各指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長

厚生労働省労働基準局長

厚生労働省雇用環境・均等局長

経済産業省中小企業庁長官

官公需発注に起因した業務による受注者の長時間労働の防止について

地方公共団体は、従前から、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされ（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第8条）、本年9月7日に「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「契約の基本方針」という。）が閣議決定されたことを踏まえ、経済産業大臣から各都道府県知事及び市町村長あてに中小企業・小規模事業者の受注機会の増大について要請（平成30年9月7日付け20180906中第3号）されているところであります。当該「契約の基本方針」において、「国は、官公需発注に起因した業務によって、受注者等が長時間労働につながることはないように関係省庁（総務省、厚生労働省、経済産業省）連名の要請を地方公共団体に対して行う。」と明記されています。

この度、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第10条第1項に基づき、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた国の施策に関する「労働施策基本方針」が平成30年12月28日に閣議決定されました。当該「労働施策基本方針」において、「特に、中小企業等においては、発注者からの著しく短い期限の設定や発注内容の頻繁な変更に応えようとして長時間労働になる傾向にあることから、商慣行の見直しや取引条件の適正化を進めることが重要である。」と明記されています。

つきましては、官公需法第8条を踏まえ、当該「労働施策基本方針」に盛り込まれた事項のうち、地方公共団体における入札・契約手続及びその運用に関し、特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお知らせしますので、各地方公共団体におかれましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の関係法令に基づき、適切な対応をお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、この旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化に関する事項（労働施策基本方針 第3章「1」関係）

「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（平成30年9月7日閣議決定）に基づき、物件等の発注に当たっては、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定するよう配慮する。

以上